

県立学校用教科書選定・採択事務の今後の流れ

<令和2年度予定>

月	項 目	県教育委員会（定例教育委員会）	県教育委員会事務局（学校支援課）の処理事項
7	・教科書採択の流れ等の説明 （教科書の閲覧）	・教科書採択の流れ等の説明 （教科書の閲覧）（21日（火））	
8	・教科書の採択	・教科書の採択（28日（金））	
9	・採択結果（使用教科書一覧） 公開 ・教科書採択状況調査報告		<ul style="list-style-type: none"> ・採択結果を各高等学校に通知 ・県総合教育センターのホームページに掲載 ・文部科学省へ報告 （期限：<u>9月16日</u>）

令和2年7月21日

教育委員会各委員 様

学校支援課長

教科書採択における公正確保の徹底等について（依頼）

このことについては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号にて文部科学省初等中等教育局長から通知があったとおり、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行い、公正確保の徹底に万全を期すこととされています。

これらのことから、各市町村教育委員会に対しては、令和2年4月7日付け学支第31号「教科書採択における公正確保の徹底及び令和3年度使用教科書の採択事務処理について」で各教育事務所を通じて、本通知の内容の周知を依頼し、教科書採択に係る研修の実施等、各市町村教育委員会における取組を進めていただいているところです。

ついでには、県教育委員会においても、県立学校において使用する教科書の採択権者として、その判断と責任により適切に教科書採択が行われることを確保するため、関係者に自己申告書（別紙様式）の提出をお願いします。

○ 関係法令【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】
（会議）

第十四条

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

学校支援課 教科教育第二係	
係長	二村 文敏
担当者	竹中 俊文
電話	内線3548